

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令（平成二十四年内閣府令第十号）

改 正 案	現 行
<p>（金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令の一部改正）</p> <p>第三条 金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十九号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第一項ただし書中「第二十条第六項及び第七項」を「第二十一条第六項及び第七項」に改め、同項第二十一号中「第十四条第二項」を「第十五条第二項」に、「第二条第二項第四十二号」を「第二条第二項第四十五号」に改める。</p> <p>第二項中「第十四条第二項」を「第十五条第二項」に、「第十四条第一項」を「第十五条第一項」に、「第二条第二項第四十二号」を「第二条第二項第四十五号」に改める。</p>	<p>（金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令の一部改正）</p> <p>第三条 金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十九号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第一項ただし書中「第二十条第六項及び第七項」を「第二十一条第六項及び第七項」に改め、同項第二十一号中「第十四条第二項」を「第十五条第二項」に、「第二条第二項第四十二号」を「第二条第二項第四十五号」に改める。</p> <p>第二項中「第四十九条の三第三項」の下に、「（同法第四十九条の三の二第三項において準用する場合を含む。）」を加え、「第十四条第二項（同法第四十九条の三の二第三項において準用する場合を含む。）」を「第十五条第二項」に、「第十四条第一項」を「第十五条第一項」に、「第二条第二項第四十二号」を「第二条第二項第四十五号」に改める。</p>